



Aタイプ



都市計画法に基づく線引き制度

市街地として建物が建てられる「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」に分けることで、中心市街地の形成・自然環境や農地を保全しつつ、コンパクトなまちづくりを目指していく制度です。旧豊科町では、昭和46年に線引きされています。都市計画法では、線引きされている都市計画区域の「市街化区域」においては必ず「用途地域」を定めることとされており、それぞれの目的に応じて建てられる建物の種類が決められます。豊科地域でもそれぞれ地域の目指すべき土地利用の方向を考えて11種類に分けられています。線引きは県が決定し、県内では、長野市・松本市など、安曇野市（豊科地域）を含む6市町で導入されています。

市民参画が大きな鍵に



◎都市建設部
久保田 栄次 部長
くばた えいじ

私たちの生活にとって身近なものである都市計画は、皆さんの意見を踏まえて、策定・実施します。計画案を広く市民の皆さんに示し、意見や要望を計画に反映させていくことで、よりきめ細やかな、その地域に合ったまちづくり計画が策定できます。市では本年度からアンケート調査の実施などを計画しています。まずは、皆さんに現状を知っていただき、その上で、安曇野にふさわしいまちづくりを成功させるためのルールを研究していきたいと考えています。そのためには、皆さん一人ひとりの声が欠かせません。皆さんの積極的な参画が、新市の土地利用計画の大きな鍵となります。

〔問〕都市建設部都市計画課 TEL72・3111

Bタイプ



土地利用規制に関する市独自の自主条例

穂高地域では、平成11年に「土地利用調整基本計画」を策定し、町内全域を9種類のゾーンに分けて土地利用に関する基準を定め、翌年「穂高町まちづくり条例」を制定。開発事業の手続きについて基本的なルールや仕組みを定めました。これにより、地区の特色を生かしたまちづくり計画をつくることも可能になりました。現在、2地区が「まちづくり推進地区」に指定され、そのうち1地区で「地区まちづくり基本計画」が策定されています。



2つの タイプを 比較！

項目	A タイプ（線引き制度）	B タイプ（自主条例）
強制力	強い 罰金のほか、都市計画制限等に対する違反是正のための監督処分としての代執行も可能。	弱い 手続き違反に対する軽微な罰則などにとどまる。
運用の弾力性・機動性	小さい 法に基づいて県が運用するものであることから、きめ細やかな運用を円滑に進めにくい。	大きい 独自にルールを設定するため、規制の対象・内容・手続き等を地域の実情に即して定めることが可能。
住民参加の機会	少ない 市街化区域・市街化調整区域の設定に関して、都市計画法の規定に基づく参加手続きが保証されるにとどまる。	多い より地域に根ざした合意形成が図られやすい。
財政負担	少ない コンパクトなまちづくりにより、施設（道路・公園・上下水道など）が効率的に整備できることから、まちづくりに対する財政負担が少ない。	多い Aタイプより、都市が拡散することから、効率的な施設整備に欠け、財政負担が多い。